

答 申 書

東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について
(一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について)

平成18年12月

東久留米市廃棄物減量等推進審議会

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 一般廃棄物処理基本計画について | 1 |
| 3 | 一般廃棄物の減量及び再利用についての考え方 | 2 |
| 4 | 基本計画の見直しに伴う提言 | 2 |
| | (1) ごみ排出量の抑制 | 2 |
| | (2) リサイクルの推進 | 3 |
| | (3) 不法投棄・ポイ捨ての防止 | 4 |
| | (4) ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進 | 5 |
| | (5) 環境について学ぶ | 7 |
| | (6) ダストボックスについて | 7 |
| 5 | おわりに | 8 |

※資 料

資料：1 諮問書

資料：2 東久留米市廃棄物減量等推進審議会審議経過

資料：3 東久留米市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

1 はじめに

東久留米市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）は、平成18年9月、東久留米市長から諮問を受けた。

諮問：「東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について（一般廃棄物の減量及び再利用について）」

本審議会は諮問事項について、平成18年9月から12月の間、慎重に審議し検討を行った。

市では、平成18年6月から7月にかけて、「容器包装リサイクル法に基づくプラスチック分別回収について」及び「家庭ごみ有料化」について市民説明会を実施した。説明会では市民からの家庭ごみや現行の収集方法などについての要望等が多数寄せられ、この声をいかにして、答申に反映するか腐心したところである。

審議を通して、今日の資源循環型社会において、ごみを資源物にするためには、各環境法令の規範力と市民・事業者・行政の三者協働による実効があって初めてその効果が結実するものではないかと改めて認識した次第である。以下のとおり、答申する。

2 一般廃棄物処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定するもので、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化そして適正処理に関し、長期的、総合的な対応を示したものである。

基本計画の目標年次は、計画策定時より概ね10年～15年後としており必要に応じて中間年度を設けるとしている。

現基本計画は、平成14年3月に15年後の平成27年度を目標年次として定めているが、社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応するために、概ね5年毎に見直すこととしており、前回策定から5年を迎える、平成19年度の見直しに向けて改訂事務を進めている。

また、現基本計画には、ごみ処理の課題において、前審議会からの答申（平成13年10月）を反映させており、収集方法の見直しから、ごみ有料化など8項目にわたって提言している。

3 一般廃棄物の減量及び再利用についての考え方

現基本計画のごみ量の予測は、平成17年度に、現状のまま推移した場合

の一人当たり排出ごみ原単位を623.86g（実績は665g）に予測しており、発生抑制量については、平成17年度までに△4%の減量目標を設定し、一人当たり排出ごみ原単位を600gに算定している。

そこで、今回の基本計画の見直しでは、現基本計画で達成できなかった一人当たり排出ごみ原単位を次期基本計画の見直し年度にあたる平成23年度までに600gを目標とし一般廃棄物の減量化・資源化目標を設定することとする。

本審議会では、平成17年12月に答申した、「家庭ごみの有料化及び一般廃棄物の減量方策と再利用の推進について」を今回の基本計画に提案として反映させるとともに、その後の廃棄物をとりまく情勢の変化などを考慮し、新たな減量化・資源化方策について、この答申を平成19年度からの次期基本計画に反映すべく提言するものである。

4 基本計画の見直しに伴う提言

ごみを減らすことは大変なことのように感じるが、ごみを資源としてとらえることが重要である。

「資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める」ために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図りながら、自らが主体的に次の方策を実践していくことによりその実現を目指す。

そこで、減量目標として、1人1日あたり50g（たまご1個分）の減量化・資源化を目指すこととする。

（1）ごみ排出量の抑制

①市民の取り組み

- 生ごみはしっかり絞って水をよくきり、ごみの量を減らす。
（生ごみの50%以上は水分）
- 残菜が出ないような調理の工夫をする。
（ごはん1杯約100g）
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックを持参し、レジ袋等をもらわない。
（レジ袋は、1枚約10g）
- 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入する。
（シャンプーボトルは、1ボトル平均約50g）
- 市の生ごみ処理機器補助制度を活用し、生ごみの減量を進める。
（電動式生ごみ処理機で生ごみの重量が約1/7程度になる）

- ラップ類を使わない。
(使い捨てラップは、1枚約1g、密閉容器などを活用する)
- 資源物の分別排出に努める。
(ペットボトルは、1ボトル平均約30g、紙バックは、1バック約25g、アルミ缶は、1缶約20g)

②事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進める。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックの持参を消費者に呼びかける。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発する。
- 生ごみを有効に活用できる手法を検討する。

③行政の取り組み

- ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制する。
- ごみの分け方・出し方についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会を提供する。
- 生ごみ減量化処理機器の購入助成制度を広く周知し、生ごみの減量を推進する。

(2) リサイクルの推進

①市民の取り組み

- ごみ減量化・資源化協力店(※1)を利用する。
- リサイクル製品を購入する。
- 資源物集団回収事業(※2)に参加をする。
- グリーン購入(※3)を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。

②事業者の取り組み

- 事業所におけるごみの資源化に努める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努める。
- ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力する。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努める。
- グリーン購入を進める。

- 資源化に関する情報等を活用する。
- 事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。

③行政の取り組み

- 庁舎内における廃棄文書の再利用等、資源化を進める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進する。
- ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかける。
- 資源物回収事業を広く周知し、自発的なりサイクルシステムを促進する。
- グリーン購入を率先して行う。
- 東京たま広域資源循環組合（※4）と連携して、エコセメント（※5）事業を推進する。
- 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残渣物について、有効利用できる方法を研究する。
- 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組み作りを検討する。

（3）不法投棄・ポイ捨ての防止

①市民の取り組み

- ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしない。
- 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄の防止に努める。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力をする。
- 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供する。

②事業者の取り組み

- 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止する。
- 事業系廃棄物を適正に処理する。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄、ポイ捨てに関する情報を市に提供する。

③行政の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援する。
- 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及活動を図る。
 - ※平成18年3月：東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例が施行された。
 - ※平成18年11月1日より駅周辺（自転車等放置禁止区域）が路上喫煙禁

止区域として指定された。

(4) ごみ排出量の抑制とリサイクルの推進

①プラスチックごみの資源化・再利用

本市では、本年10月より、これまで不燃ごみとして収集していた容器包装リサイクル法対象その他プラスチックの分別回収を実施している。

実施した、10、11月2ヶ月間の回収実績は、容器包装プラスチックが約226トン、不燃ごみが約369t、収集量合計約595tで、割合は重量換算で約38%が容器包装プラスチックとして資源化されたことになる。さらに、昨年同期で不燃ごみ約606tと比較して、総量で約11tの減となっている。(表：1)

この要因については、単純には比較することはできないが、不燃ごみ中から容器包装プラスチックを分別することで、ごみ減量に対する市民意識が高まった結果の一つと考えられる。

今後も、市民の関心を維持するための施策とともに、協力を得ながら更なる分別の徹底を進め容器包装プラスチックの資源化・再利用を進め減量化を推進していく。

また、容器包装プラスチック以外のリサイクルルートに回せない残りのプラスチックについては、柳泉園組合及び構成3市において、プラスチックごみ再利用のため柳泉園における熱回収(サーマルリサイクル※6)及びプラスチック固形燃料化(RPF※7)の処理を行う。

表：1 容器包装プラスチック回収量

| 年 度 | 区 分 | 10月 | 11月 | 合 計 | 前 月 比 |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 平成17年度 | 不燃ごみ | 297,160kg | 308,540kg | 605,700kg | 3.8% |
| 平成18年度 | (計) | (298,270kg) | (296,650kg) | (594,920kg) | (△0.5%) |
| | 不燃ごみ | 189,590kg | 179,330kg | 368,920kg | △5.4% |
| | 容器包装プラスチック | 108,680kg | 117,320kg | 226,000kg | 7.9% |

| | | | | | |
|-----|------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 比 較 | 17 / 18 年度 | 1,110kg | △11,890kg | △10,780kg | △971.2% |
|-----|------------|---------|-----------|-----------|---------|

②ごみ発生抑制策の検討

生産、流通、消費段階でのごみの発生抑制の観点から、事業者の拡大生産者責任の明確化を目的とした実行性のある制度の新設や関連法の整備を国や都に強く要請するとともに、発生抑制に効果のある家庭ごみの有料化を早期に導入する。

③資源物資源化の推進

燃やせるごみや燃やせないごみに出されているリサイクル可能な資源物については、新たに資源物の高度分別化（※8）を図り、一層の資源化を進める。

④資源集団回収事業の推進

排出前での有効なごみ抑制策である資源集団回収事業について、制度の周知や活動への参加の呼びかけを行い、参加団体や資源回収量の増加を進める。

⑤生ごみ減量化の推進

家庭ごみのうち、重量ベースで最も大きな割合を占めるのが生ごみである。現行の生ごみ処理機購入費助成制度を十分に周知し家庭単位における生ごみの減量を推進するとともに、生ごみの減量化に取り組んでいる市民団体等への支援策の研究検討を進める。

（5）環境について学ぶ

市では、環境への意識啓発として、平成16年度から市内の自然環境やごみ問題等を学ぶ環境ウォッチングを開催し、市民の意識啓発に努めている。さらに、毎年6月を環境月間と定めて、「環境フェスティバル」や「環境・こどもサミット」等さまざまな催しを行い、環境問題やごみに関することを学び、環境意識への関心や知識を高めているところである。

このような施策は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて、家庭はもとより学校や地域等において、お互いに協働・連携しながら推進していくことが必要である。

そして、その根底にあるのは、ごみは私たちの毎日の生活から出てく

るもの、原因者である私たち自身が減量していく努力をしなくては改善できないものであるとの認識が重要である。

(6) ダストボックスについて

①現 状

ボックス収集方式については、平成17年12月本審議会答申で、「ごみ有料化を実施する時点では、現行のボックス収集方式を継続していきながら、ルール違反や不法投棄など問題の多い地域、ボックスが道路の上に置かれている地域など、地域ごとに排出状況や周辺状況を検証し、年次的・計画的に戸別収集に切り替えていくことも検討することが望ましい」とボックス収集方式の継続を提言している。

②課 題

一方市では、平成18年6月から7月にかけて、10月から実施する容器包装プラスチック分別収集と家庭ごみ有料化についての市の考え方について説明会を行い、ボックス収集方式については、この提言に沿った内容で説明を行ってきた。しかし、その中で、参加市民からのアンケートや7月末に実施したパブリックコメントでは、

- 有料化と同時にボックスを廃止 → ごみ出しのルールが守れない、通りすがりに投棄されて不法投棄がなくなる。
- ボックス収集方式から戸別収集方式への転換を → 有料化で負担するのだから、ボックスまで捨てに行かせないことを望む。
- 有料化とボックス収集の両立は不可能 → 排出者の責任を明確にすべき。

など、一部ボックス収集方式継続の意見もあったが、有料化 ⇒ 戸別収集 ⇒ ボックスは廃止すべきという意見が多数寄せられており、平成17年12月本審議会答申のボックス収集方式継続の提言から、時間的経過も踏まえてきたなかで、現状ではその環境の変化を認識せざるをえない状況となっている。

③提 案

市民の声を反映するために審議会として、平成17年12月に条件付でのボックス収集継続を答申したが、課題でも述べたとおり、家庭ごみ有料化の説明会などでは、ボックス収集を廃止して戸別収集を希望する市民が多数を占めている現状がある。

このことから、本審議会では、これらの状況を慎重に審議・検討した

結果、今後、家庭ごみ有料化導入にあたっては、原則ボックスを廃止し戸別収集方式の実施を新たに提言することとする。

また、ボックスを廃止する場合、それぞれ戸別収集やステーション収集方式に変更するだけでなく、高齢者専用住宅や団地・集合住宅など、その地域の特性によってはボックス収集方式も継続していくことも検討する。

5 おわりに

私たち、廃棄物減量等推進審議会は、短期間ではあったが、次期基本計画の見直しに伴う、東久留米市における一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について、提言としてまとめた。

本答申の提言では、市民・事業者においては、自らが排出者としての責任と自覚をもち、ごみの排出は環境への負荷を与えていることを再認識するとともに、ごみ減量・リサイクルを推進していく諸施策について、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や責務を果していくことを述べている。

今後、東久留米市においては、平成17年12月に本審議会が答申した「家庭ごみの有料化及び一般廃棄物の減量方策と再利用について」とともに、本答申に基づき、持続して発展可能な資源循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり構築のための、総合的なごみの減量及び再利用を推進することにより、次期基本計画の目標達成を期待するものである。

注：

※1 ごみ減量化・資源化協力店

簡易包装の推進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売などを積極的に取り組んでいくために、ごみ減量化・資源化協力店制度を設けている。希望する小売販売店に対して指定している。

※2 資源物集団回収事業

資源物集団回収を行っている団体に対して、資源物の引渡し量に応じて市が報奨金を交付している事業。

※3 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

※4 東京たま広域資源循環組合

多摩地域における25市1町の自治体（組織団体）によって構成され、一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための広域処分場の設置及び管理等が行われ

ている。

※5 エコセメント

ごみの焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントのこと。焼却灰を主原料として焼成（約1,400度）してつくる。

※6 サーマルリサイクル

熱エネルギーを回収することにより、リサイクル利用を図ること。ごみ焼却施設から発生する熱を利用した発電などがある。

※7 RPF

古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料。石炭やコークス、化石燃料の代替として利用されている。

※8 高度分別化

現在、家庭から排出される廃棄物は11種類に分類しているが、これをさらに分類していくこと。



18東久環ご発第9号
平成18年9月20日

東久留米市
廃棄物減量等推進審議会
会長 松 永 正 美 殿

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成18年 9 月 20 日

東久留米市長
野 崎 重 弥

記

1. 諮問事項

東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う提言について
(一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について)

【諮問理由】

東久留米市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴って、廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条第2項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について審議会の意見を求める。

2. 答申期限

平成19年 2月

平成18年度東久留米市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

| 区分 | 会議日時場所 | 会議内容 |
|-----|--------------------------------------|---|
| 第1回 | 平成18年 9月20日(水) 午前10時～ 市役所庁議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問書の交付 ・容器包装プラスチック分別収集・家庭ごみ有料化住民説明会の概要報告 ・東久留米市環境基本計画について ・東久留米市一般廃棄物処理基本計画の改訂について |
| 第2回 | 平成18年10月19日(木) 午後2時～ 市役所203会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題点及び課題の整理 |
| 第3回 | 平成18年11月16日(木) 午後2時～ 市役所203会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題点及び課題の整理 |
| 第4回 | 平成18年12月18日(月) 午後2時～ 市役所庁議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市一般廃棄物処理基本計画(案)の骨格について ・答申書(案)について |

平成18年度東久留米市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬称略）

◎会長 ○副会長

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|---------|--------------------------|
| 学識経験者 | ◎ 松永 正美 | 人材コンサルタント |
| 〃 | 涌井 敬太 | 柳泉園組合資源推進課長 |
| 事 業 者 | 則竹 浩二 | 東久留米市商工会副会長 |
| 大規模店舗 | 加藤 久幸 | イトーヨーカ堂東久留米店 総務マネージャー |
| 再資源業者 | 紺野 武郎 | 東多摩再資源化事業協同組合 理事長 |
| 市 民 | 田原 悟子 | 主 婦 |
| 〃 | 中野 恵子 | 主 婦 |
| 〃 | ○ 中村 忠敬 | 代理店業 |
| 〃 | 馬場 浩 | 市民リサイクル実行委員会 |
| 〃 | 吉岡すみ子 | 主 婦 |